

## ★会社更生等があったゴルフ会員権を売却した場合の取得費

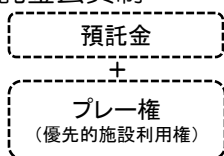
去る6月27日、東京高裁は会社更生法適用後に譲渡したゴルフ会員権の取得費を巡って争われていた裁判で注目すべき判決を下しました。税務当局は、株主会員制のゴルフ会員権では株主権とプレー権は一体であり「旧株式の消滅＝旧プレー権の消滅」として、会社更生法適用後の新ゴルフ会員権の譲渡上、旧株式及び旧プレー権の取得費は控除できないと主張していました。

これに対し判決では、会社更生法適用前後で旧株式と新株式は同一性がないものの、旧プレー権と新プレー権には同一性が認められるとして、旧プレー権相当額を取得費とする判断が示されました。

国税庁もHPで同様の取り扱いについて質疑応答事例を公開しました。 (池田 佳代子)

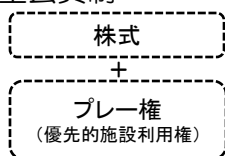
### ●ゴルフ会員権の形態

#### ①預託金会員制



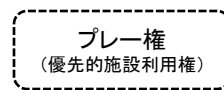
※預託金を預託することがプレー権を有する要件

#### ②株主会員制

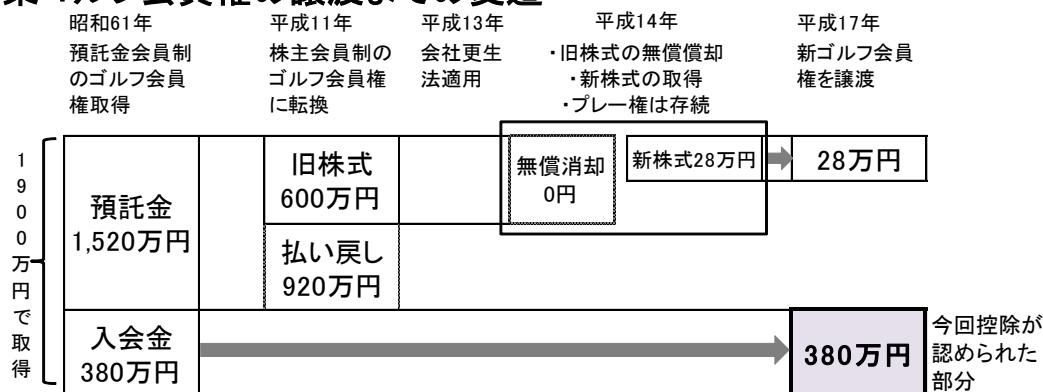


※ゴルフ場経営会社の株式を保有することがプレー権所有の要件

#### ③プレー権のみ



### ●判決事案ゴルフ会員権の譲渡までの変遷



事案の納税者は、昭和61年に預託金会員制のゴルフ会員権を1,900万円で取得しましたが、平成11年に株主会員制度への転換に伴い預託金のうち920万円の払い戻しを受け、残額600万円分の旧株式と入会金380万円の合計980万円分の旧ゴルフ会員権を有していました。

その後、平成13年にゴルフ場経営会社が会社更生法の適用を受け、旧株式が無償消却されて新株式の交付を受ける一方、プレー権についてはそのまま存続することとなり、平成17年にその新ゴルフ会員権（新株式とプレー権）を売却しました。

### ●判決の概要

本事例では、更生計画において新プレー権と新株式は独立した権利として譲渡可能とされており、「株主権」と「プレー権」は必ずしも不可分なものではなく切り離し可能であるとされました。

その上で、新旧のプレー権には異なるところは無く同一性が認められるとして、新プレー権の売却価格から旧プレー権の取得費用380万円の控除を認めました。

一方、株式については、会社更生法の適用により旧株式が一旦無償償却された後に新株式が交付されていることから、新旧の株式に同一性は無く、新株式の譲渡価格から旧株式の取得費用を控除することは認められず、分離課税の株式の譲渡として新株式の取得費28万円を控除することとされました。

### ●通常の譲渡をした場合の取り扱い

ゴルフ会員権の譲渡損益は、原則として「総合課税の譲渡所得」に該当します。株主会員制のゴルフ会員権も、通常は同様の扱いとなります。以下に所得税計算上の留意点をまとめてみました。

- ・譲渡損益 = 譲渡収入 - (取得費 + 譲渡費用)
- ・譲渡益の場合、50万円の特別控除 ※譲渡益が限度です
- ・所有期間が5年超の場合は、特別控除後の譲渡益の1/2に課税
- ・譲渡損の場合、給与所得などとの損益通算が可能

※ゴルフ場経営会社が破綻している場合等は、扱いが異なりますのでご注意ください。